

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	行政財産の使用許可		
根拠法令及び条項	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項		
所管部課（室）係名	行政総務課（本庁舎・別館・文書館）		
審査基準	関係条項	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項、豊中市財務規則第 122 条第 1 項	
	基準	<p>主管部課長は、次の各号に掲げる場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。</p> <p>(2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。</p> <p>(3) 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、主管部課長が特にその必要があると認めるとき。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成 29 年 7 月 1 日最終変更）	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 40 日【新規事案】、30 日【継続事案】 （注：休日は含まない）	
	内訳	経由期間	日（ ）
		処分期間	日（ ）
	設定等年月日		
備考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第 91 条第 2 項	
所管部課（室）係名	行政総務課 総務管理係	
審査基準	関係条項	地方自治法第 74 条、地方自治法施行令第 91 条第 1 項
	基準	<p>地方自治法施行令第 91 条</p> <p>地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 日（ ）
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	副市長等の解職請求代表者証明書の交付	
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第 121 条	
所管部課（室）係名	行政総務課 総務管理係	
審査基準	関係条項	地方自治法第 86 条、地方自治法施行令第 91 条第 2 項
	基準	<p>地方自治法施行令第 121 条</p> <p>第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 日（ ）
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	豊中市歴史的文化的文書の利用許可		
根拠法令及び条項	豊中市歴史的文化的文書の保存及び利用等に関する規則 第7条		
所管部課(室)係名	行政総務課 総務管理係		
審査基準	関係条項	豊中市歴史的文化的文書の保存及び利用等に関する規則 第8条	
	基準	<p>第7条 市長は、この規則の趣旨に従い適当であると認めるときは、歴史的文化的文書を一般の利用に供することができる。ただし、当該歴史的文化的文書が次に掲げるものである場合は、その全部又は一部を利用に供しないものとする。</p> <p>(1) 第2条第1項第1号に規定する歴史的文化的文書であって、当該歴史的文化的文書に豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)第7条各号(第3号を除く。)に掲げる不開示情報が記載されているもの</p> <p>(2) 第2条第1項第2号又は第3号に規定する歴史的文化的文書であって、当該歴史的文化的文書を利用に供することにより市民の権利利益を不当に害するおそれその他の支障があると市長が認めるもの</p> <p>※上記第7条第2号の「当該歴史的文化的文書を利用に供することにより市民の権利利益を不当に害するおそれその他の支障があると市長が認めるもの」については、「豊中市古文書資料の公開基準」によって開示・不開示の基準を定めている。(令和7年1月6日施行)</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成26年12月19日設定(令和7年2月17日最終更新)	
	標準処理期間	30日	
標準処理期間	内訳	経由期間 日 ()	
		処分期間 日 ()	
設定等年月日	平成26年12月19日設定(平成 年 月 日最終変更)		
備考			